

○旭市弔慰規程

平成 17 年 7 月 1 日

訓令第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、本市の特別職及び一般職の職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）並びに本市のために特に功労のあった者に対する弔慰に関し定めるものとする。

(弔慰金等)

第 2 条 弔慰金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に掲げる者のうち 2 以上に該当する場合は、有利な方をもって行う。

第 3 条 前条に定めるもののほか、本市に特に功労があった者と市長が認める者に対し、弔慰金等を贈ることができる。

(適用)

第 4 条 市葬及び準市葬をもってする者には、この訓令は適用しない。

(その他)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 21 日訓令第 9 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 15 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第２条関係）

対象者の区分			香料の金額等							
			本人		配偶者		父母・配偶者の父母 (同居のみ)		同居の親族	
			香 料 (円)	生花・花環	香 料 (円)	生花・花環	香 料 (円)	生花・花環	香 料 (円)	生花・花環
1	市長	現職	100,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	30,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基		
2	副市長・教育長	現職	100,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基		
3	市議会議員	現職	100,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基		
4	執行機関の委員及び消防団長	現職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基						
5	付 属 機 関 の 委 員・民生委員・各種審議会等の委員・消防副団長・消防分団長・区長（区長会役員に限る。）・市医・校医	現職	5,000	花環1基		花環1基				
6	一般職の職員	現職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基		
7	地元選出国会議員	現職	20,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基		
		元職	10,000	花環1基						
8	地元選出県会議員	現職	20,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基		
		元職	10,000	花環1基						
9	その他市長が必要と認める者		5,000又は10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基

備考

- 1 区分1から区分3までの元職については、合併前の旭市、海上町、飯岡町及び干潟町の当該区分に掲げる者（区分2については助役及び収入役を含む。）を含むものとする。
- 2 区分4、区分7及び区分8までの元職については、当該職を退いてから10年以内の場合に限り適用するものとする。
- 3 花環及び生花は、通常用いられる礼を失しない程度の価格のものを贈るものとする。